

令和3年第2回長久手市議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年5月17日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 議案説明員について
- 第4 議案第36号令和3年度長久手市一般会計補正予算（第3号）
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第5 議案第36号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第6 常任委員会委員の選任について
- 第7 議会運営委員会委員の選任について
- 第8 尾三消防組合議会議員の選挙について
- 第9 議会だより編集特別委員会の廃止について
- 第10 議会改革特別委員会の廃止について

予算決算委員会

議案番号 件 名

議案第36号 令和3年度長久手市一般会計補正予算（第3号）

議会運営委員会確認事項等（5月臨時会）

1 正副議長の辞職及び選挙

- (1) 慣例により議案採決後、議長は辞職のあいさつをする。
- (2) 副議長は「議長辞職の件」を日程に追加し、簡易採決で許可する。
なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条により除斥(退席)する。
- (3) 暫時休憩後、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙する。
- (4) 副議長についても同様とする。

2 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任

任期満了(2年)により、新たに選任する。

3 一部事務組合議会議員の追加選挙及び尾三消防組合議会議員の選挙

急施を要する件として「組合議員の追加選挙」を日程に追加する。

※ 辞職議員は、後日「辞職願」を提出する。

- (1) 尾三消防組合議会を除く一部事務組合議会
任期は、「議員の任期」又は、「4年」であるが、慣例により2年で改選する。
- (2) 尾三消防組合議会
任期は2年。

4 監査委員の選任同意

議事のため除斥する。前任者は、「辞職願」を後日提出する。

急施を要する件として「長久手市監査委員選任について」を日程に追加する。

5 時間延長及び会期延長

議長発議とするが、原則議会運営委員会、会派代表者会議、全員打合せ会などで事前に調整する。

6 議長はじめ役員人事の調整

副議長、新議長が取りまとめるのが慣例である。

※ 会派に属しない議員の控室は打合せ室とする。

7 議案審議後の説明員の出席

従来どおり二役、参事、総務部長及び教育長とする。

8 その他

大幅な会派変更があれば議席の変更について確認する。